は同条第二号の算式の符号A若しくはBの算式によつて算定した額の合算額を控除した額に〇・七五を乗じて得た額とする。

算式

（A ＋B ＋C ＋D ＋E）× 0.456

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

{a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋a3）× 0.02} × 0.25 ＋ {a4 ／ 0.2 ＋（a5 ＋a6）× 0.03} ／ 0.03 × 0.01 ＋ {a7 ／ 0.2 ＋（a8 ＋a9）× 0.02} × 0.25 ＋ {a10 ／ 0.2 ＋（a11 ＋a12）× 0.03} ／ 0.03 × 0.01 ＋a13 ＋a14 × 0.02 ＋（a15 ＋a16 × 0.03）／ 0.03 × 0.02

（a2 ＋a3）× 0.02、{a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋a3）× 0.02} × 0.25、（a5 ＋a6）× 0.03、{a4 ／ 0.2 ＋（a5 ＋a6）× 0.03} ／ 0.03 × 0.01、（a8 ＋a9）× 0.02、{a7 ／ 0.2 ＋（a8 ＋a9）× 0.02} × 0.25、（a11 ＋a12）× 0.03、{a10 ／ 0.2 ＋（a11 ＋a12）× 0.03} ／ 0.03 × 0.01、a14 × 0.02、a16 × 0.03 及び（a15 ＋a16 × 0.03）／ 0.03 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a1　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第1号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a2　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a3　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a4　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第1号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a5　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a6　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額